

(平成24年3月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA県B部C課（現在は、A県）における資格喪失日に係る記録を昭和61年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月8日から61年2月1日まで
② 昭和61年8月31日から同年9月1日まで

私は、昭和60年4月8日から61年8月31日までの期間、A県B部C課に臨時職員として勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録が無い。県庁で働く全ての臨時職員は、厚生年金保険への加入及び保険料の支払を義務付けられていたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A県D部E課から提出された「厚生年金の届出等について（回答）」及び同県B部C課に係る定数外職員雇用承認台帳から、申立人は、申立期間において、同課に在籍していたことが認められる。

また、申立人から提出された昭和61年分給与所得の源泉徴収票の摘要欄に、A県庁の所在地、当時のA県知事の名前及び「社会保険料控除額70,599円」の記載が確認できるところ、当該社会保険料控除額は、申立人の同県B部C課における厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間（昭和61年2月1日から同年8月31日まで）に係る健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料を推計し合算した金額よりも、1か月分の健康保険料及び厚生年金保険料を合計した金額程度高くなっていることが確認でき、別に申立人から提出された現金領収書から判断すると、その差額は、同年8月分の健康保険料及び厚生年金保険料であると考えられることから、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険

料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A県B部C課における昭和61年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「仮に、申立人の給与から社会保険料を控除していた場合、当該保険料は、A県会計規則の規定に則り、適正に納付しているものと考えられるため、社会保険庁（当時）における資格喪失日及び保険料の納付義務を履行したことが適正に記録されていないものと推測される。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が申立人に係る資格喪失日を昭和61年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、これを履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、前述の「厚生年金の届出等について（回答）」及び定数外職員雇用承認台帳から、申立人は、昭和61年1月1日から同年1月3日までの期間を除き、A県B部C課に在籍していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出されたA県が作成したと思われる昭和60年分給与所得の源泉徴収票において、社会保険料等の金額欄の給与等からの控除分については金額が記載されていないため、申立期間①のうち、同年4月から同年11月までの厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことは確認できない。

また、申立人が、申立期間①当時、A県B部C課において一緒に勤務していたと主張する二人の同僚について、同県D部E課の担当者及び他の同僚の供述から、申立人と同時期に同県B部C課の臨時職員として勤務していたことは推認できるものの、オンライン記録上、同課における厚生年金保険被保険者の中に、当該二人の名前は確認できない。

さらに、オンライン記録から、申立期間①当時、A県B部C課において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当時、同県B部に所属する各課室で勤務していたと回答している複数の同僚は、それぞれ「厚生年金保険への加入は本人の希望を聞かれていた。」、「厚生年金保険に加入すると、給与の手取り額が減るから加入しなくてもよいと説明された。」、「私は、勤務をし始めて数か月後に厚生年金保険に加入することになったと言われた。」と供述している上、同県D部E課の回答から、定数外職員雇用承認台帳で確認できる申立期間当時（昭和59年度から62年度まで）に同県B部に所属

する各課室において雇用されていた臨時職員の人数は、59年度は24人、60年度は24人、61年度は17人、62年度は16人（一部課室を除く）であることが確認できるところ、オンライン記録において確認できる当該期間の厚生年金保険被保険者数を平均した人数（約9人）を大きく上回ることから、申立期間当時、同県B部に所属する各課室では、臨時職員の全員を、必ず勤務開始日から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間①当時の臨時職員に係る厚生年金保険への加入の取扱いについて、当時のA県B部C課における、臨時職員に係る給与及び社会保険事務担当者は、「書類も残っておらず、覚えていないため回答できない。」旨供述している上、同県D部E課は、「当時の社会保険の加入基準に基づき、適正に処理していると推測される。」と回答しているものの、申立人の申立てに係る届出及び保険料の納付については、当時の資料が無いため不明としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年6月及び同年7月は20万円、15年4月は24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月から16年6月まで

A社で勤務した期間の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額は同社から支給された給与額より低く記録されている。

申立期間の一部の月について、給与明細書を所持しているため、調査した上で年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成14年6月及び15年4月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、14年6月は20万円、15年4月は24万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成14年7月の標準報酬月額については、申立人は厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料を保有していない

ものの、申立人から提出された預金通帳の給与振込額が、上記同年6月の給与明細書及び同年6月分の給与振込額とほぼ同額であることが確認でき、同年7月の保険料控除額についても、同額であったことが判断できることから、20万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年10月、同年12月から13年5月までの期間、同年8月、同年9月、14年1月、同年9月、同年12月、15年3月、同年5月、同年6月、同年8月から同年11月までの期間及び16年1月から同年6月までの期間については、申立人から提出された給与明細書及び事業主から提出された同年1月から同年6月までの期間の給与台帳により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額又は一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成12年9月、同年11月、13年6月、同年7月、同年10月から同年12月までの期間、14年2月から同年5月までの期間、同年8月、同年10月、同年11月、15年1月、同年2月、同年7月及び同年12月については、給与明細書の提出が無い上、前述の給与明細書及び預金通帳の給与振込額により推認できる厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額より低額又は一致しているほか、事業主は、「平成15年12月以前の関連資料を保有していない。」旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和49年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和46年4月1日にC社（現在は、B社）に入社し、同年4月10日付けで関連会社のD社（49年3月にA社に社名変更）に配属され、平成19年2月28日に退社するまで継続して勤務していた。しかしながら、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落している。

詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された「在職証明書」、申立人が所持する「社員個人情報」、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、B社の人事担当者は、「当時のA社が、社員の一部の厚生年金保険の適用事業所をB社に変更する際に、社会保険事務所（当時）に誤って資格喪失日を届け出たものと思われる。厚生年金保険料控除に関する資料は無いが、申立人は申立期間について継続して勤務していることが確認でき、給与は通常どおりに支払われ、昭和49年9月分の厚生年金保険料も控除されていると思う。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和49年8月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②、③、④及び⑤に係る標準賞与額の記録については、平成16年8月11日は12万円、同年12月22日は11万7,000円、17年8月11日は12万円、同年12月22日は13万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②、③、④及び⑤の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年4月1日から18年4月21日まで
② 平成16年8月11日
③ 平成16年12月22日
④ 平成17年8月11日
⑤ 平成17年12月22日

申立期間について、ねんきん定期便で確認できるA社における標準報酬月額の記録は、9万8,000円となっているが、給与明細書の給与総額は17万円又は17万3,000円となっている。

また、標準賞与額については、私の在職中に4回、賞与の支給があったと記憶しているが、ねんきん定期便の記録では3回しか確認できない上、実際の支給金額との間に相違がある。

年金記録との相違について、調査し訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された平成16年から18年までの給与明細書において確認できる給与総額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①の標準報酬月額については、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準報酬月額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの供述は得られないが、上記給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②、③、④及び⑤の標準賞与額については、申立人から提出された平成16年及び17年の賞与に係る明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、16年8月11日は12万円、同年12月22日は11万7,000円、17年8月11日は12万円、同年12月22日は13万7,000円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの供述は得られないものの、同僚が行った同様の当該期間の申立てに対して、事業主の妻が、「平成21年の春頃、標準報酬月額に係る届出の間違いに気が付き、同年9月の時点で勤めていた従業員については、時効消滅前までの期間について訂正したが、標準賞与額については、全ての従業員に対し訂正を行っていない。」と供述し、正しい届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年8月11日、同年12月22日、17年8月11日及び同年12月22日の標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

香川国民年金 事案 463（事案 95、380 及び 422 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月までの期間、52 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び 61 年 2 月から平成 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月まで
③ 昭和 61 年 2 月から平成 3 年 3 月まで

これまでの申立てに対して、第三者委員会は、私の国民年金手帳記号番号の払い出された時期が私の主張と異なっていること等を理由として、年金記録の訂正は必要でないとの判断をしている。

しかしながら、以下のことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことは間違いない。

制度上、会社を退社した場合は、国民年金と国民健康保険にそれぞれ加入することになっている上、国民年金と国民健康保険に同時に加入することは常識的な話である。子の出生（昭和46年*月*日）及び交通事故（昭和45年5月）の事実があるほか、母子健康手帳（昭和45年8月*日付け交付）の申請時及び不動産売買契約時（昭和47年5月）に、身分証明書として国民健康保険の被保険者証を提示したことが、国民健康保険と国民年金に昭和45年1月1日に加入している証拠になる上、年金手帳に記載されている資格取得日も同日となっている。

また、国民年金保険料の納付について、知人が証言していることは事実であり、私が経営していた事業所にアルバイトとして勤務していた期間及びその後の期間においても集金人を通じた保険料の納付を証言している。

さらに、昭和49年度の領収印の無い国民年金保険料領収証（以下「領収印の無い国民年金保険料領収証」という。）については、A市役所から送付された催促通知であり、保険料を納付しているにもかかわらず、当該催促通知が送付されたことから、同市役所に抗議し、年金記録を訂正しても

らったことがあるので、申立期間においても、記録に誤りがある可能性がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が無く、保険料の納付状況は不明である上、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成20年3月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前々回の申立てにおいて、申立期間①、②及び③について、申立人は、「集金人を探して、話を聞いてほしい。」と主張するも、集金人について、新たな供述を得ることができず、国民年金保険料の納付状況について確認できないことから、平成22年11月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、前回の申立てにおいて、i) 申立期間①について、申立人の年金手帳は、昭和49年11月に施行された「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、国民年金受付処理簿における申立人の国民年金手帳記号番号の前後の払出し状況から、申立人の同記号番号は50年以降に払い出されたものと推認される上、国民年金と同時に加入したとする国民健康保険の被保険者資格取得日は48年5月4日であることが確認できることから、申立人が会社を退社（昭和44年12月31日）後すぐに国民年金に加入し、知人が証言している期間（昭和45年4月から47年3月までの期間）において、国民年金保険料を納付していたとは考え難いこと、ii) 申立期間①、②及び③について、「オンライン記録において納付済みとなっている期間について、領収印の無い国民年金保険料領収証が有ることから、申立期間における記録についても、記載漏れをしている、又はほかに紛れ込んでいる。」と主張しているものの、A市は、「当該期間において、既に納付書による国民年金保険料の徴収を開始している。」旨回答しており、当該国民年金保険料領収証に領収印が押されていないことが必ずしも不自然とまでは言えないことから、既に当委員会の決定に基づく平成23年6月23日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「制度上、会社を退社した場合は、国民年金と国民健康保険にそれぞれ加入することになっている上、国民年金と国民健康保険に同時に加入することは常識的な話であり、私は昭和45年1月1日に国民年金と国民健康保険に加入したはずである。」と主張し、国民健康保険の被保険者証を第三者に対し、本人確認のために提示した証拠として、

母子健康手帳及び不動産売買契約書の写しを提出しているが、申立期間当時、同手帳の交付申請及び同契約の締結時において、本人確認は義務付けられていないことから、これらの母子健康手帳等の写しをもって、申立期間①当時において、申立人が国民健康保険及び国民年金に加入していたものと判断することができない。

また、前回申立て時に、「申立人の下でアルバイトとして勤務していた時、申立人が集金人に対し、国民年金保険料を納付していたことを覚えている。」旨供述した知人が、「申立人の下でのアルバイトを辞めた昭和47年4月以降も、63年頃まで申立人宅を訪問しており、2、3回、国民年金保険料の集金人を見た。」と新たに供述しているが、当該知人は、申立人宅で集金人を見た具体的な時期を記憶しておらず、申立人の国民年金保険料の集金が行われた時期を特定することができない上、当該知人の供述を裏付ける事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「昭和49年度の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、A市役所から、同年度の保険料が未納であるとして、領収印の無い国民年金保険料領収証が催促通知として送付されたため、同市役所に抗議し、同年度の納付記録を訂正してもらったことがあった。このため、申立期間についても記録が誤っている可能性がある。」と新たに主張し、領収印の無い国民年金保険料領収証及び記録訂正後に交付されたとする昭和49年度に係る「国民年金保険料領収書」を提出しているが、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号が払い出された複数の被保険者は、「昭和49年度及び50年度に係る領収印の無い国民年金保険料領収証（申立人が催促通知とする様式と同一様式）が、年金手帳交付時から、両面印刷された状態で年金手帳内に貼付されていた。」旨回答している上、50年度の保険料を前納している被保険者の年金手帳にも同様に貼付されていることが確認できる。

そのほか、申立人から提出された資料及び事情を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を見いだすことはできず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から同年6月までの期間及び55年3月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年2月から同年6月まで
② 昭和55年3月から59年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間①及び②について、未加入であるとの回答があった。私の国民年金保険料については、A市在住の父が手続及び保険料納付を行ってくれていたと聞いているので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②直前の期間については、いずれも厚生年金保険被保険者期間であるため、昭和53年2月28日及び55年3月21日に同保険の被保険者資格を喪失した時点で、申立期間に係る国民年金への切替手続が必要であるところ、申立人が両申立期間同時に住民登録していたB町の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る国民年金の被保険者資格取得日の記載は無く、そのほか当該切替手続を行ったことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたとする申立人の父親は、既に死亡している上、申立期間当時の納付状況等について申立人の父親から聞いていたことの記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月から50年3月まで

昭和47年5月、事業所の開設を契機に、それまで勤務していた厚生年金保険適用事業所を退職し、夫婦同時に市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、市役所から送付されてくる夫婦二人分の国民年金保険料納付書を最寄りの銀行に持ち込み、保険料を納付していた。

しかしながら、国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間が未納となっている。所持する年金手帳の「国民年金の被保険者となった日」には昭和47年5月1日と記入されている上、市役所の処理印も押されているので同日付けで加入手続を行い、保険料を納付していたことは間違いない。詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による同番号の払出し状況から、昭和50年12月頃に連番で払い出されていることが推認され、その時点で申立期間のうち、47年5月から48年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人及びその妻に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「私たち夫婦が所持する年金手帳に記載されている国民年金の『はじめて被保険者となった日』欄に記入されている日付が国民年金の加入手続時期の根拠である。」と主張しているところ、当該日付は、加入手続の時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続の時期及び国民年金保険料納付の開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人は、「国民年金の加入手続時に交付された年金手帳はオレ

ンジ色の手帳であり、ほかに年金手帳が交付された記憶は無い。」と主張しているところ、オレンジ色の年金手帳は昭和 49 年以降に使用され始めたものであるため、申立人の加入時期に関する記憶と符合しない。

加えて、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻も、申立期間は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月まで

昭和 47 年 5 月、夫が事業所を開設したのを契機に、それまで勤務していた厚生年金保険適用事業所を退職したため、夫と共に市役所で国民年金の加入手続を行い、主に夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

しかしながら、国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間が未納となっている。所持する年金手帳の「国民年金の被保険者となった日」には昭和 47 年 5 月 1 日と記入されている上、市役所の処理印も押されているので同日付けで加入手続を行い、保険料を納付していたことは間違いない。詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による同番号の払出し状況から、昭和 50 年 12 月頃に連番で払い出されていることが推認され、その時点で申立期間のうち、47 年 5 月から 48 年 9 月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人及びその夫に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「私たち夫婦が所持する年金手帳に記載されている国民年金の『はじめて被保険者となった日』欄に記入されている日付が国民年金の加入手続時期の根拠である。」と主張しているところ、当該日付は、加入手続の時期にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡ることから、加入手続の時期及び国民年金保険料納付の開始時期を特定するものではない。

さらに、申立人の夫は、「国民年金の加入手続時に交付された手帳はオレンジ色の手帳であり、ほかに年金手帳が交付された記憶は無い。」と主張し

ているところ、オレンジ色の年金手帳は昭和 49 年以降に使用され始めたものであるため、申立人の夫の加入手続に関する記憶と符合しない。

加えて、申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫も、申立期間は未納期間である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から同年9月まで

私は、大学4年の時から司法書士事務所にアルバイトとして勤務し、大学卒業後の昭和61年4月から引き続き職員として勤務したが、同事務所は小さな個人事務所で厚生年金保険に加入していないことを知っていたので、同年4月からは国民年金に加入しようとして決めていた。そこで、同年4月初めにA市B区への転入手続を同区役所で行った際に国民年金の加入手続も一緒に行い、窓口で年金手帳の交付を受けた。また、同区役所の職員に勧められ、収入に余裕があったので、付加年金にも加入した。その半年後、同事務所が厚生年金保険に加入することになった際に、同事務所からの指示で年金手帳を提出したことを覚えている。

国民年金保険料の納付について、加入手続を行った際に1か月分の保険料を納めたことは覚えているが、その後どのように納めたかは、納付金額を含めて具体的に覚えていない。領収証は残っていないが、間違いなく申立期間の保険料を納めたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の払出し状況等から、C町（現在は、D市）において被保険者資格取得日を昭和61年4月1日として平成2年1月頃に払い出されたことが推認できることから、申立期間当時、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、当該払出し時点では、時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、申立人は、「国民年金の加入手続を行った際に1か月分の国民年金

保険料を納付した。」としているが、A市は、「届出の翌月に納付書を発行していたので、新規加入の場合に、すぐに納付書を発行し、保険料を徴収することは通常行っていなかった。」と回答しており、申立内容と符合していない上、申立人は、その後の保険料納付について、納付場所、納付方法及び納付金額等を具体的に記憶しておらず、納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月から21年4月まで
② 昭和21年5月から同年8月まで
③ 昭和21年5月から同年9月まで
④ 昭和21年5月から同年9月まで
⑤ 昭和21年9月
⑥ 昭和21年9月から22年7月まで
⑦ 昭和21年11月
⑧ 昭和22年5月から同年7月まで
⑨ 昭和22年8月から23年4月まで
⑩ 昭和22年10月から23年4月まで
⑪ 昭和23年
⑫ 昭和23年5月から24年4月まで
⑬ 昭和23年5月から24年5月まで
⑭ 昭和23年5月から24年5月まで
⑮ 昭和24年
⑯ 昭和24年から25年まで
⑰ 昭和24年5月から同年8月まで
⑱ 昭和24年5月から同年9月まで
⑲ 昭和24年10月から25年4月まで
⑳ 昭和25年
㉑ 昭和25年
㉒ 昭和25年
㉓ 昭和25年7月から26年4月まで
㉔ 昭和25年7月から26年4月まで

- ㉕ 昭和 26 年
- ㉖ 昭和 26 年 10 月から 27 年 3 月まで
- ㉗ 昭和 27 年
- ㉘ 昭和 27 年 10 月から 28 年 4 月まで
- ㉙ 昭和 28 年
- ㉚ 昭和 30 年
- ㉛ 昭和 30 年
- ㉜ 昭和 32 年
- ㉝ 昭和 32 年
- ㉞ 昭和 32 年 9 月から 33 年 6 月まで
- ㉟ 昭和 32 年 10 月から 33 年 7 月まで
- ㊱ 昭和 33 年 10 月から 34 年 2 月まで
- ㊲ 昭和 33 年から 36 年まで
- ㊳ 昭和 34 年
- ㊴ 昭和 34 年
- ㊵ 昭和 34 年から 38 年まで
- ㊶ 昭和 36 年 2 月
- ㊷ 昭和 40 年

私は、全ての申立期間において、それぞれ漁船に乗り組み、漁業に従事していたが、船員保険被保険者期間となっていないため、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、④、⑩、⑱、㉘及び㉞について、申立人は、「A社が所有する 3 隻の漁船にそれぞれ 1 回ずつ乗り組んだ。」と主張しているところ、B 県から提出された漁船原簿の記録及び同社において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述によると、同社が、当該期間当時、船舶 C₁、船舶 C₂ 及び船舶 C₃ の 3 隻の漁船を所有していたことが確認できる。しかしながら、申立期間①、④、⑩、⑱及び㉘について、申立人は、同僚の氏名を覚えていない上、船員手帳を所持していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、A 社に係る船員保険被保険者名簿によると、同社が船員保険の適用船舶所有者に該当したのは、昭和 29 年 5 月 1 日であることが確認できる。

さらに、申立期間①、④、⑩、⑱及び㉘当時、船員保険法上、総トン数が 30 トン未満の一般漁船船員は、船員保険の適用除外とされていたところ、A 社が船員保険の適用船舶所有者に該当した昭和 29 年 5 月 1 日に、同社における船員保険の被保険者記録が確認できる二人が、「当時、同社が所有していた唯一の漁船である船舶 C₁ は、同年 4 月までは総トン数が 30 トン

未満であったので船員保険に加入しなくてもよかったが、B県の指導を受け、計測し直すと、総トン数が30トンを超えたため、船員保険に加入することになった。私も同船舶に乗り組んでいたが、同年4月までは同保険の加入記録が無い。」旨供述している上、前述の漁船原簿によると、同年4月30日までは、同船舶の総トン数が30トン未満であったことが確認できる。

申立期間③⑤について、申立人は、「時期は覚えていないが、別の漁船で同僚だった者と一緒に船舶C₁に乗り組み、当該同僚より先に下船してからは、同船舶に乗り組んだことは無い。」としているところ、オンライン記録により確認できる当該同僚及び申立人の船員保険の被保険者記録から判断すると、申立人が最後に同船舶に乗り組んだと主張する時期は、当該申立期間ではなく、既に確認されている申立人のA社における船員保険被保険者期間（昭和29年9月9日から同年12月22日まで）であると考えられる。

また、A社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間①、④、⑩、⑱、⑳及び㉓当時の同社の事業主は死亡していることから、船舶C₁に乗り組んだ船員に係る船員保険の取扱いについて供述を得ることができない。

- 2 申立期間②、⑧及び㉕について、申立人は、「私は、21歳になった年の春から盆の頃までの約半年間、D県E郡に在った漁業協同組合が所有する船舶Fという漁船に漁船員として乗り組んだ。」としており、当該申立期間と異なる時期における申立てに係る漁船での勤務を主張しているところ、同県から提出された漁船原簿によると、同県同郡に所在したG漁業協同組合（現在は、G[〃]漁業協同組合）において、申立人が新たに主張する乗船期間の始期である昭和28年の春頃に、船舶F₁及び船舶F₂という名称の漁船を所有していたことが確認できる上、漁業種類や乗船人数に係る申立人の記憶と当該漁船原簿の記載内容及び同僚の供述が一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同組合が所有していた船舶F₁に乗り組んでいたことが推認できる。

しかしながら、申立人の主張及びG漁業協同組合において船員保険の被保険者記録が確認できる者の供述から、船舶F₁の乗組員数は、30人から35人程度であったと考えられるところ、同組合に係る船員保険被保険者名簿によると、前述の申立人が新たに主張する乗船期間中（昭和28年春頃から約半年間）に、船員保険の被保険者資格を取得している者は10人であることが確認できる上、当該10人の職務は、漁労長、船長、副船長、機関長、操機長又は通信士などであり、申立人と同様の漁船員であった者が、同資格を取得していることが確認できない。

また、前述の10人は、全員が死亡又は連絡先が不明である上、申立人は、

船舶F₁に乗り組んでいた同僚の氏名を覚えていないことから、同組合における船員保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、G^〳漁業協同組合は、「申立人に係る船員保険の届出及び船員保険料の納付については、合併前のことで、資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料を得ることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、「H県I市の事業所Jが所有する漁船で巾着網漁（旋網漁）に従事した。漁船の名前は、縁起が良い名前だったと記憶しており、船舶Kであったと思う。」と主張しているところ、当該主張における船舶所有者の所在地及び名称から、申立人が主張する船舶所有者は、J社（現在は、J^〳社）のことであると考えられる。

しかしながら、申立人は、船舶Kに乗船していた同僚の氏名を覚えていない上、船員手帳を所持していないことから、申立人の申立期間③における勤務実態を確認することができない。

また、J^〳社は、「申立期間③当時の資料は無く、船舶Kという漁船を所有していたか否か不明である。」と回答しており、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

さらに、船員保険法上、昭和22年12月1日までは、汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又は機船底曳網漁業^{びき}などを除き、一般漁船船員については、船員保険の適用除外とされていたところ、申立人は、「船舶Kにおいて旋網漁^{まき}に従事していた。」としており、同保険の適用対象とならない漁業に従事していた可能性がうかがえる。

加えて、申立期間③におけるJ社に係る船員保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、同社に係る船員保険船舶所有者索引簿には、申立期間当時、同社が所有していた船舶の名称が記載されているが、船舶Kという名称の船舶は見当たらない。

- 4 申立期間⑤、⑦、⑨、⑫及び⑭について、申立人は、「L社が所有する漁船のうち、申立期間⑤、⑦、⑨及び⑫頃は、船舶M₁に乗って漁業に3回ほど従事し、申立期間⑭頃は、同社の漁労長であった三兄に誘われて、号数は覚えていないものの、漁業調査船となっていた船舶Mに乗り組んだ。」と主張している。

申立期間⑤、⑦、⑨及び⑫について、L社において船員保険の被保険者記録が確認できる者が、「乗船時期及び乗船期間は不明であるが、申立人及びその兄が、船舶M₁と一緒に乗っていたと思うし、短い期間だが、私も申立人と一緒に同船に乗ったことがある。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、同船舶に乗り組んでいたことが推認できる。

しかしながら、L社に係る船員保険被保険者名簿によると、同社が船員

保険の適用船舶所有者に該当したのは、昭和 26 年 9 月 22 日であることが確認できる。

また、船員保険法上、昭和 38 年 4 月 1 日までは、総トン数 30 トン未満の一般漁船船員については、船員保険の適用除外とされていたところ、L 社の別の同僚は、「30 年 2 月に同社に入社し、初めて乗り組んだ漁船が船舶 M₁であったが、私が船員保険の被保険者資格を取得した日は、31 年 5 月 1 日となっており、同社は、小型の漁船に乗っていた船員については、船員保険に加入させていなかったようだ。」と供述している上、B 県から提出された漁船原簿によると、申立期間⑤、⑦、⑨及び⑫当時、船舶 M₁の総トン数は、19 トンであったことが確認できる。

一方、申立期間⑭について、申立人は、「L 社が所有していた漁業調査船の船舶 M に乗り組んだ時期は、結婚（昭和 29 年 12 月 * 日挙式）後間もない頃の夏場に、同社で漁労長を務めていた三兄に誘われて、6 か月から 8 か月の間、乗り組んだ。」としており、申立期間と異なる時期の乗船期間を主張しているところ、同社に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 30 年 6 月 30 日から 31 年 1 月 6 日まで同社において船員保険の被保険者記録が確認できること、及び申立人の当該被保険者記録と同時期に、申立人の三兄も同社における被保険者記録（昭和 29 年 5 月 1 日から 32 年 8 月 25 日まで）が確認できることから、申立人が、同社が所有していた漁業調査船の船舶 M に乗り組んだとする期間は、既に確認できる申立人の同社における被保険者記録であると考えられる。

また、L 社は既に解散しており、申立期間当時⑤、⑦、⑨、⑫及び⑭当時の事業主の連絡先も不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

5 申立期間⑥、⑪、⑬、⑭及び⑯について、申立人は、「二十歳ぐらいの時に、船舶 N 及び船舶 O という巾着網漁（^{まき}旋網漁）漁船団の網船のいずれか一方、又は両方に乗り組み、巾着網漁に漁船員として 2 年間近く従事した。」としており、当該申立期間とは異なる時期における乗船期間（昭和 26 年頃から 28 年頃まで）を主張しているところ、新たに主張する乗船期間には、オンライン記録上、既に確認されている申立人の H 県 I 市に所在した P 社における船員保険の被保険者記録（昭和 27 年 5 月 6 日から同年 10 月 10 日まで）が含まれている上、同県から提出された漁船原簿によると、当時、同社が、船舶 N 又は船舶 O という名称を用いた複数の漁船を所有していたことが確認できることから、同社が、申立てに係る漁船の所有者であったと考えられる。

しかしながら、申立人が新たに主張する乗船期間（昭和 26 年頃から 28 年頃までの期間。ただし、申立人の船員保険の被保険者記録が確認できる 27 年 5 月 6 日から同年 10 月 10 日までの期間を除く。）について、申立人

は、「私の五兄も船舶N又は船舶Oに乗り組んだことがあり、同じ船と一緒に乗ったこともあったと思う。」と主張しているが、i) 当該五兄からは供述が得られないこと、ii) 申立人が、両船舶に乗り組んでいた同僚の氏名を覚えていないこと、iii) 当時、P社において船員保険の被保険者資格を取得した者のうち、供述又は回答が得られた23人全員が、申立人を記憶していないこと、iv) 申立人が船員手帳を所持していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、船員保険法上、昭和38年4月1日までは、総トン数30トン未満の一般漁船船員は、船員保険の適用除外とされていたところ、前述の供述又は回答が得られた複数の船員保険被保険者が、「P社は、不登簿船と呼ばれる30トン未満の小さい船に乗っていた船員を船員保険に加入させていなかった。」「同社は、乗り組む漁船の大きさによって、船員保険の加入の有無を判断していたようだ。」旨供述している上、申立人が乗り組んだと主張する漁船を特定できないものの、前述の漁船原簿において、「旋網（網船）」と記録されている船舶N₁及び船舶N₂は、いずれも総トン数が28.63トンであることが確認できる。

さらに、P社に係る船員保険被保険者名簿上、申立人の五兄が同社において、船員保険の被保険者資格を取得したことは確認できない。

加えて、P社は、「平成6年に整理を行い、同時に漁業は廃業し、その後、漁船関係の書類は全て廃棄したため、当時の事情については全く不明である。」と回答しており、申立人が新たに主張する乗船期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

- 6 申立期間⑮及び⑰について、申立人は、「申立てに係る船舶Qを下りた後、E郡に在った漁業協同組合が所有する船舶Fに乗り組んだと思う。」としているところ、前述2のとおり、申立人が、D県E郡のG漁業協同組合が所有する漁船F₁に乗り組んだことが推認できる時期は、昭和28年の春頃であることから、申立人が船舶Qに乗船したとする時期は、当該申立期間と異なり、27年頃から28年の春頃までの期間であると考えられる。

また、申立人は、「船舶Qは、巾着網漁業（旋網漁業）における網船であった。」と主張しているところ、H県から提出された漁船原簿によると、申立人が新たに主張する乗船期間（昭和27年頃から28年の春頃まで）において、R社が、旋網漁業の網船であった船舶Q₁及び船舶Q₂を所有していたことが確認できることから、申立人が乗り組んだと主張する船舶Qは、同社が所有していた両船舶のいずれかであった可能性が考えられる。

しかしながら、申立人が新たに主張する乗船期間（昭和27年頃から28年の春頃まで）について、i) 申立人が、自身と同様に船舶Qに乗船していたとする申立人の五兄から供述が得られないこと、ii) 申立人が、同船

船に乗り組んでいた同僚の氏名を覚えていないこと、iii) 当時、R社において船員保険の被保険者資格を取得している者のうち、供述又は回答が得られた10人全員が、申立人のことを記憶していないこと、iv) 申立人が、船員手帳を所持していないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

また、R社に係る船員保険被保険者名簿上、申立人の五兄が同社において、船員保険の被保険者資格を取得したことは確認できない。

さらに、R社は、既に船員保険の適用船舶所有者に該当しなくなっている上、同社の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

- 7 申立期間⑩について、申立人は、「S市の姓Tという船舶所有者が所有する漁船船舶Uに3人の兄と一緒に乗り組み、巾着網漁に従事した。」と主張しているところ、供述が得られた四兄は、「申立人と他の兄弟と一緒に、同市で同船舶に乗っていた。」と供述している一方、当該四兄の記憶する乗船時期は申立期間と相違していることから、期間は特定できないものの、申立人が同船舶に乗り組んでいたことは推認できる。

しかしながら、船員保険適用船舶所有者索引簿において、申立期間⑩当時、申立人が主張する船舶所有者が、同適用船舶所有者に該当していたことは確認できない。

また、オンライン記録上、申立人が船舶Uと一緒に乗り組んだとする3人の兄のいずれもが、申立人が主張する船舶所有者において、船員保険の被保険者資格を取得したことは確認できない。

さらに、S市に所在するV漁業協同組合は、「昭和24年の設立以降、当組合にTという姓の組合員が所属したこと、及び船舶Uという名称の漁船が登録されたことは無い。」と回答している上、申立人が主張する船舶所有者の連絡先は不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 8 申立期間⑪、⑫、⑬、⑭及び⑮について、申立人は、「W県X町（現在は、X'町）に在ったY社が所有する船舶Zに乗り組み、a漁に3、4回とb漁に1回従事した。a漁は19歳頃で、b漁は長女（昭和31年*月*日出生）が1歳か2歳になるぐらいの頃に従事した。」と主張しており、申立人がa漁に従事したと主張する時期は、申立期間⑪、⑫、⑬及び⑭、b漁に従事したと主張する時期は、申立期間⑮であることが推認される。

申立期間⑪、⑫、⑬及び⑭について、船員保険適用船舶所有者名簿によると、船舶Zという名称の漁船を所有するc氏が、同適用船舶所有者に該当したことが確認できるところ、同適用船舶所有者において、船員保険被保険者記録が確認できる者が、「bの仲買人でもあったc氏が、a漁船の船舶Z₁を所有していた。」と供述している一方で、同様に同被保険者記

録が確認できる二人は、「魚屋を経営していた同人の弟が同船舶の所有者であり、a 漁や漁獲物の運搬船として使用していた。」旨供述していることから、申立てに係る船舶Zは、c氏又は同人の弟が所有していた船舶Z₁であると考えられる。

また、申立人は、「船舶Zは、20 トン程度の大きさのa 漁船であり、同船舶に3、4回乗り組み、四兄と同乗したこともあった。」としているところ、当該四兄は、「申立人と一緒に、c氏が所有する19トン程度の大きさのa 漁船に乗り組んだことがある。」と供述している上、前述の船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者が、「船舶Z₁は、20 トン程度の大きさのa 漁船であった。」旨供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、船舶Z₁に乗り組んでいたことが推認できる。

しかしながら、船員保険適用船舶所有者名簿において、船舶Z₁の所有者であった可能性がうかがえるc氏の弟は、同適用船舶所有者に該当したことが確認できない上、同人の連絡先は不明であることから、同人からは同船舶に乗り組む船員に係る船員保険の取扱いについて供述を得ることはできない。

また、前述のc氏における船員保険の被保険者記録が確認できる同僚の一人が、「私は、昭和30年前後に船舶Z₁に乗り組んでいたが、船員保険には加入していなかった。」と回答しているところ、当該同僚が、c氏において船員保険の被保険者資格を取得した日は、31年10月1日であることが確認できる上、同人に係る船員保険被保険者名簿上、前述の申立人の四兄が、c氏において船員保険の被保険者資格を取得したことは確認できない。

さらに、船員保険法上、昭和38年4月1日までは、総トン数30トン未満の一般漁船船員は、船員保険の適用除外とされていたところ、前述の申立人の主張並びに申立人の四兄及び同僚の供述から、船舶Z₁の総トン数は、20トン程度であったものと考えられる。

加えて、c氏に係る船員保険被保険者名簿には、船舶Z₂、船舶Z₃並びに船舶Z₄の船名及び総トン数が記載されているが、船舶Z₁に係る同様の記載は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「Y社が所有する船舶Zに乗り組み、b漁に従事した。」と主張しているところ、前述のc氏において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述又は回答から、c氏が、船舶Z₂及び船舶Z₃を所有し、b漁を行っていたものと考えられる。

しかしながら、i) 申立人は、b漁に従事した際に乗船した漁船における同僚の氏名を覚えていないこと、ii) c氏において船員保険の被保険者資格を取得し、かつ回答又は供述が得られた者のうち、申立人が両船舶のいずれかに乗り組み、b漁に従事したことを記憶している者がいないこと、

iii) 申立人は、船員手帳を所持していないことから、申立人の申立期間⑳における勤務実態を確認することができない。

また、申立人の四兄は、「c氏が所有していたb漁船に乗り組んだことがある。」と供述しているが、同人に係る船員保険被保険者名簿において、当該四兄が、c氏において船員保険の被保険者資格を取得したことは確認できない。

さらに、船舶Z₂、船舶Z₁及び船舶Z₃の所有者と考えられるc氏の連絡先は不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

- 9 申立期間㉒、㉑及び㉓について、申立人は、「B県d町（現在は、e市d^〱町）の船舶所有者であったf氏が所有する船舶gに乗り組み、a漁に1回、h漁に3回従事した。」と主張しているところ、同県から提出された漁船原簿によると、同町を住所とし、かつ氏名が一致する者が、船舶g₁という名称の漁船を所有していたことが確認できる。

申立期間㉒について、申立人は、「二十歳前の頃に一度、少し小さくて古い船でa漁に従事した。」と主張しているところ、前述の船舶g₁の所有者であったf氏は、「乗船した時期及び期間については資料も無く、確かなことは分からないが、申立人のことは知っており、私が所有していた漁船に乗り組んでいたと思う。」と供述していることから、期間は特定できないものの、申立人が、f氏が所有する漁船に乗り組んでいたことが推認できる。

しかしながら、f氏に係る船員保険被保険者名簿から、船員保険の適用船舶所有者に該当した期間は、昭和32年5月1日から33年4月30日までの期間であったと考えられる。

また、船員保険法上、昭和38年4月1日までは、総トン数30トン未満の一般漁船船員は、船員保険の適用除外とされていたところ、f氏に係る船員保険被保険者名簿から、32年5月1日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同人の弟は、「兄は、同年3月頃に船舶g₁を購入するまでは、10トンから15トン程度の小さい漁船しか所有しておらず、船員保険には加入していなかったと思う。私も、船舶g₁の購入以前から兄が所有する漁船に乗り組んでいたが、同年5月までは船員保険の加入記録が無い。」と供述している。

申立期間㉑及び㉓について、本件申立て後、申立人は、「船舶gでh漁に3回従事したが、同漁に従事した1回目の時期は、乗船中に体調を崩し、入院後、自宅で療養していた際に、旧知の船舶所有者が所有する漁船が沈没（昭和31年4月*日行方不明）したことを聞いた記憶があり、2回目の時期は、乗船期間中ずっと三兄が船舶gの漁労長を務めていた。3回目の時期は、二女（昭和33年*月*日出生）が1歳か2歳になる頃から3歳に

なる頃まで乗り組んでいた。」とし、同船舶でh漁に従事したとする3回の期間をi)昭和30、31年頃、ii)32年9月20日から33年1月6日までの期間(申立人の三兄のf氏における船員保険の被保険者記録が確認できる期間)、iii)34年頃から36年頃までの期間に変更している。

しかしながら、申立人が新たに主張しているh漁に従事したとする期間(以下、「h漁従事期間」という。)のうち、1回目(昭和30、31年頃)及び3回目(34年頃から36年頃まで)の期間について、前述のとおり、f氏は船員保険の適用船舶所有者に該当していなかったものと思われる。

また、1回目のh漁従事期間について、オンライン記録によると、申立人は、昭和30年6月30日から31年1月6日までの期間、L社において船員保険の被保険者記録が確認できる上、B県から提出された漁船原簿によると、f氏が、船舶g₁を所有していた期間は、32年3月14日から33年3月4日までの期間であることから、申立人は、同船舶における乗船時期と他の船舶所有者の漁船における乗船時期とを混同していると考えられる。

さらに、2回目(昭和32年9月20日から33年1月6日まで)のh漁従事期間について、昭和32年5月1日から33年1月6日までの期間、f氏における船員保険の被保険者記録が確認できる同人の弟は、「申立人のことは知らないので、兄がほかに所有していた10トンから15トン程度の小さい漁船に乗り組んでいたのではないか。」と供述している上、申立人が、船舶g₁と一緒に乗り組んでいたとする申立人の三兄は、既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

加えて、f氏において、昭和32年9月20日に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者が、「私は、同資格を取得する3年以上前から、f氏の漁船に乗り組んでいたが、最後の5か月間しか船員保険被保険者となっていない。」と供述している上、当該被保険者が記憶する船舶g₁に乗り組んでいたとする同僚3人のうち、2人は、f氏に係る船員保険被保険者名簿において同姓の者が見当たらず、残る1人についても、同姓の者は確認できるものの、同年8月17日に同資格を喪失していることから、f氏は雇入れた船員について、全員を船員保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがえる。

また、3回目のh漁従事期間(昭和34年頃から36年頃まで)について、前述のとおり、当該期間はf氏が船舶g₁を所有していたことが確認できない期間である上、申立人は、同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の当該期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、船舶所有者のf氏は、「雇い入れた船員は、船員保険に加入させていたと思うが、書類が一切残っていないため、何も分からない。」と供述しており、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及

び供述を得ることはできない。

- 10 申立期間⑥及び③について、申立人は、「W県の i 港で、姓 j という船主が所有する a 漁船の船舶 k に 2 回乗り組んだが、1 回目は結婚してから長女が生まれるまでの間（昭和 29 年 12 月 * 日から 31 年 * 月 * 日まで）であり、2 回目の乗船時には既に二女が生まれていた。」としており、当該申立期間とは異なる時期における乗船を主張している。

また、申立人は、「船舶 k は、20 トンから 25 トン程度の大きさであり、2 回とも同じ船で a 漁に従事した。」と主張しているところ、W 県が保管する漁船原簿により、申立人が主張する同姓の j 氏が、総トン数 26.47 トンの船舶 k₁ を所有していたことが確認できること、及び同船舶所有者において船員保険の被保険者記録が確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が乗り組んだとする船舶 k は、j 氏が所有していた船舶 k₁ であったと考えられ、期間は特定できないものの、申立人が同船舶に乗り組んでいたものと推認できる。

しかしながら、船員保険法上、昭和 38 年 4 月 1 日までは、総トン数 30 トン未満の一般漁船船員は、船員保険の適用除外とされていたところ、前述の漁船原簿によると、船舶 k₁ は、22 年 12 月 27 日から 32 年 12 月 1 日までの期間（昭和 30 年 5 月 23 日から 32 年 3 月 30 日までの期間を除く。）は、30 トン未満の漁船として登録されていたことが確認できる上、j 氏において船員保険の被保険者記録が確認できる者は、「28 年春頃から同船舶に乗り込んだが、29 年 10 月 1 日までの期間は、船員保険の被保険者期間となっておらず、船舶 k₂ に乗り替わった時から船員保険に加入したのかもしれない。」と供述している。

また、船舶 k₁ に 1 回目に乗り組んだ際の漁労長として申立人が氏名を挙げた者は、j 氏に係る船員保険被保険者名簿において、該当する被保険者が見当たらない。

さらに、申立人が、船舶 k₁ に 2 回目に乗り組んだ際の漁労長として氏名を挙げた者は、j 氏に係る船員保険被保険者名簿上、船員保険の被保険者資格を 2 回取得したことが確認できるところ、当該期間については、前述の同船舶の総トン数が 30 トン以上であったと記録されている期間（昭和 30 年 5 月 23 日から 32 年 3 月 30 日まで）である一方で、2 回とも a 漁の漁期とは考え難い時期の記録である上、職務は漁労長ではなく甲板員とされていることが確認できる。

加えて、船舶 k₁ の総トン数が 30 トン以上であった期間における j 氏に係る船員保険被保険者名簿には、船舶 k₃ 並びに船舶 k₂ の船名及び総トン数が記載され、船舶 k₁ についての記載は見当たらないことから、同船舶所有者は、同船舶に乗り組む船員を船員保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

その上、船舶 k_1 の所有者である j 氏は、既に死亡していることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

- 11 申立期間⑳について、本件申立て後、申立人は、「婚姻の前後の時期に、W県 i 港で、姓 l という人物が所有していた船舶 m に半年間だけ乗り組んだ。」と主張を変更し、申立期間とは異なる時期における乗船を主張している。

このことについて、船員保険適用船舶所有者名簿によると、申立人が主張する同姓の l 氏が、船舶 m_1 という船舶を所有していたことが確認できることから、同人が、申立てに係る船舶所有者であると考えられるものの、同人が、船員保険の適用船舶所有者に該当したのは、昭和31年11月12日であることが確認できる。

また、申立人は、船舶 m に乗り組んでいた同僚の氏名を記憶していない上、船員手帳を所持していないことから、申立人の新たに主張する乗船期間における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人は、「船舶 m は、20トン程度の大きさの a 漁船であった。」としているところ、船員保険被保険者名簿により、 l 氏において昭和31年11月12日に船員保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者が、「私が乗り組んだ船舶 m は、新しく建造された60トン程度の大きさの b 漁船であった。」と供述している上、申立人及び当時の i 港の漁業関係者が、 l 氏は、大型の b 漁船と小型の a 漁船の2隻を所有していたと記憶している。

加えて、 l 氏に係る船員保険被保険者名簿において、i) 船舶 m_1 の名称及び総トン数のみ記載されていること、ii) 昭和31年11月12日に、19人が船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、前述の船員保険被保険者が、「 b 漁船であった船舶 m には、20人程度が乗り組んでいた。」と供述していること、iii) 当該19人の被保険者のうち、船長、機関長、及び無線士は、その後数年にわたって、それぞれ同じ被保険者が務めていたことが確認できることから、当該19人の被保険者は全員、 b 漁船である船舶 m_1 の船員であったと考えられ、 a 漁船の船員が、船員保険に加入していたことを確認することができない。

さらに、船舶 m の所有者である l 氏は既に死亡していることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 12 申立期間㉓及び㉔について、申立人は、「申立期間当時の漁船員の間で、通称『 n 』と呼ばれていたW県X町に支店が在った法人が所有する b 漁船に、五兄と一緒に乗り組んだ。」と主張しているところ、当該五兄は、昭和31年8月1日から33年4月25日までの期間、同県同町に所在した n

社において、船員保険の被保険者記録が確認できることから、申立人が主張する「n」 という法人は、同社であったと考えられる。

しかしながら、申立人は、n社が所有する漁船での乗船期間について、「『n』の漁船には一漁期しか乗っておらず、申立期間^③当時の昭和34年頃は、三兄が所有する漁船に乗り組んでいた時期であった。」としており、申立人が新たに主張する同社が所有する漁船での乗船期間は、申立期間^③についてのものであると考えるのが自然である。

また、申立期間^③について、i) 申立人は、自身が乗り組んだn社が所有する漁船の名称及び同僚の氏名を覚えていないこと、ii) 同社において船員保険の被保険者資格が確認できる前述の申立人の五兄から供述を得ることができないこと、iii) 同社において、船員保険の被保険者記録が確認できる者のうち、供述又は回答が得られた5人全員が、申立人のことを記憶していないこと、iv) 申立人は船員手帳を所持していないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、n社は既に廃業しており、申立期間^③当時の事業主及び役員の連絡先は不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

- 13 申立期間^⑥、^⑧及び^④について、申立人は、当初、申立てに係る船舶所有者の氏名は失念したとして申し立てていたが、その後、「独身の頃に、W県X町の姓oという船舶所有者が所有するa漁船であった船舶p₁と、長女の年齢が2歳半、二女の出生直後ぐらいの頃（昭和33年*月頃）、名前は覚えていないが、同県q町の船舶所有者が所有するb漁船であった船舶p₂に乗り組んだ。」と申立内容を変更し、船舶p₁については、当該申立期間と異なる乗船期間を、船舶p₂については、申立期間^⑥の時期と符合する乗船期間を主張している。

しかしながら、船員保険適用船舶所有者名簿によると、船舶p₁を所有し、X町に所在していた申立人の主張する船舶所有者、及び船舶p₂を所有し、q町に所在していた船舶所有者が、同適用船舶所有者に該当したことは確認できない。

また、申立人は、船舶p₁に乗り組んでいた同僚の氏名を覚えていない上、申立人は、船員手帳を所持していないことから、申立人の同船舶における勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人が、船舶p₁の船舶所有者である者が居住していたとするW県X町に所在するr漁業協同組合は、「古くからの組合員が、船舶pを所有していた姓oという船主がいたことを覚えているが、当組合は、昭和24年9月8日に設立して以来、同姓の組合員が加入したことは無く、漁船台帳上、同船舶が漁船として登録された記録も見当たらない。」と供述している上、申立人が、船舶p₁の船舶所有者であったとする者の連絡先

は不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は、船舶 p_2 に乗り組んでいた同僚の氏名を覚えていない上、船員手帳を所持していないことから、申立人の同船舶における勤務実態を確認することができない。

その上、s 漁業協同組合は、「当組合が保管する漁船登録簿上、申立期間③⑥、③⑧及び④①において、『船舶 p 』という漁船は見当たらなかった。」と回答している上、船舶 p_2 を所有する者の氏名及び連絡先が不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

- 14 申立期間③⑦及び④②について、申立人は、「私の三兄が所有する船舶 t に漁船員として複数回乗船した。」と主張しているところ、B 県から提出された漁船原簿によると、申立人の三兄の氏名と一致する船舶所有者が、船舶 t_1 及び船舶 t_2 の 2 隻の漁船を所有していたことが確認できる上、同原簿上の当該両船舶に係る記録と、申立人が記憶している船舶 t の漁業種類、同船舶に機関換装が行われたこと、及び当該三兄が同船舶を取得した経緯が一致していることから、申立人は、期間は特定できないものの、当該両船舶のいずれか一方又は両方に乗り組んでいたことが推認できる。

しかしながら、船員保険適用船舶所有者索引簿において、申立人の三兄が、同適用船舶所有者に該当したことは確認できない上、当該三兄は既に死亡していることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人は、船舶 t_1 及び船舶 t_2 に乗り組んだ同僚の氏名を覚えていないことから、当該両船舶に乗り組む船員に係る船員保険の取扱いについて供述を得ることができない。

さらに、船員保険法上、昭和 38 年 4 月 1 日までは、総トン数 30 トン未満の一般漁船船員は船員保険の適用除外とされていたところ、前述の漁船原簿によると、船舶 t_1 及び船舶 t_2 の総トン数は、それぞれ 14.80 トンと 19.08 トンであったことが確認できる。

- 15 申立期間④③について、当初、申立人は、u 県 v 市に所在した w という姓の船舶所有者が所有する船舶 x に乗り組んだと申し立てていたが、本件申立て後、「船名は覚えていないが、同県で 3 隻の底曳網漁船びきに乗り組み、うち 1 隻の所有者が姓 w という名前であった。」と乗り組んだ漁船について、主張を変更している。

しかしながら、船員保険適用船舶所有者索引簿において、申立人の主張する同姓の船舶所有者は見当たらない上、他の 2 隻の船舶所有者の名称は不明であることから、申立てに係る 3 隻の漁船の船舶所有者が、船員保険の適用船舶所有者に該当していたことを確認することができない上、船舶

所有者の連絡先は不明であることから、申立人の船員保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、申立てに係る3隻の漁船の名称及び同僚の氏名を覚えていない上、船員手帳を所持していないことから、申立期間②における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、申立人が、申立てに係る3隻の漁船の根拠地であったと主張するu県v市に在るy漁業協同組合z支所に、申立人の主張する同姓の組合員の所属の有無及び申立人の船員履歴の確認をしたが、同組合の担当者は、「該当する記録は見当たらない。」と回答している。

このほか、申立人の全ての申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、全ての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

香川厚生年金 事案 948 (事案 808 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 2 月から同年 12 月まで
② 昭和 41 年 2 月から同年 12 月まで

私は、申立期間①についてはA社において、申立期間②についてはB社において、いずれも自動車の運転手として勤務し、厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、年金記録が無い。

新たな資料として、申立期間①及び②当時に撮影した私の写真（申立事業所における写真は無い。）を提出するので、再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人のA社における勤務内容及び同僚の名前に関する記憶が詳細なことから、申立人が、当該事業所において勤務していたことがうかがえるものの、i) 申立期間①当時の社会保険事務担当者が、「力仕事ですぐに辞めてしまう人が多く、厚生年金保険にすぐには加入させていなかった。」と供述しているところ、申立人が名前を挙げた同世代の複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、ii) 当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の事業主も既に死亡している上、同僚からも当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する供述を得ることができないとして、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人のB社における勤務内容に関する記憶が詳細なことから、申立人が同社において勤務していたことがうかがえるものの、i) 複数の同僚が、「同社では厚生年金保険に加入していない人がいた。」、「厚生年金保険に加入している人は、事務職や現場監督などの一部の人だった。」旨供述していること、ii) 同社は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、事業主も既に死亡

していることから、同社における申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に関する関連資料及び供述を得ることができないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年6月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間①及び②当時に撮影した自身の顔写真を提出していることから、同写真により、A社及びB社の複数の同僚に照会したところ、それぞれ一人の同僚から、「申立人が申立事業所に勤務していたことを知っている。」旨回答を得られた。

しかしながら、前述の同僚から、申立事業所における申立人の入社日及び退社日に関する供述を得ることができない上、前述の同僚を含む申立事業所における同僚から、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる供述が得られない。

そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から 46 年 7 月 1 日まで

A社B営業所（現在は、C社）における厚生年金保険の加入記録は、昭和 43 年 6 月 5 日から同年 8 月 11 日までの 2 か月間となっているが、同社へは、44 年 1 月から同年 3 月まで勤務したD社の社長の紹介で勤務することになったので、申立期間においてA社で勤務し、厚生年金保険に加入していたはずである。申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社では、昭和 44 年 4 月から 46 年 6 月まで約 2 年間勤務した。」と主張しているところ、申立人の同社に係る雇用保険被保険者記録は、43 年 6 月 5 日から同年 8 月 1 日までとなっており、オンライン記録とおおむね一致している上、申立期間のうち、44 年 9 月 4 日から 45 年 4 月 27 日までの期間について、申立人の雇用保険被保険者記録は、同社とは別の事業所において確認できることから、A社における申立期間の勤務が確認できない。

また、A社は、「申立期間当時の資料は残っていないので、申立人に係る厚生年金保険の届出及び保険料控除については分からないが、厚生年金保険の取扱いについては、法律どおり適用している。」旨回答している上、同僚等から申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料控除について供述を得ることができない。

さらに、申立人がA社を紹介してもらったとするD社の当時の事業主は既に死亡している上、同社は、「資料は残っていないので、申立人のことは分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。